

資料 1

平成24年12月19日開催
第8回美瑛町議会定例会資料

○制定条例

| | | | |
|-------|--|-------|------|
| 議案第1号 | 美瑛町教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の制定について | ----- | 1 |
| 議案第2号 | 美瑛町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について | ----- | 2~ 3 |
| 議案第3号 | 美瑛町定住促進住宅条例の制定について | ----- | 4~ 5 |

○一部改正条例

| | | | |
|-------|----------------------------|-------|-------|
| 議案第4号 | 美瑛町課設置条例等の一部改正について | ----- | 6~15 |
| 議案第5号 | 美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について | ----- | 16 |
| 議案第6号 | 美瑛町保育所条例の一部改正について | ----- | 17 |
| 議案第7号 | 美瑛町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について | ----- | 18 |
| 議案第8号 | 美瑛町立病院事業の設置に関する条例の一部改正について | ----- | 19~20 |

美瑛町教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例制定の要旨

1 要旨

平成25年度実施予定の役場機構改革の主要な見直しに位置づけた、文化スポーツ、国際交流、観光産業等と連携した町づくりを推進するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部を改正する法律（平成19年法律第97号）施行（平成20年4月1日）に伴い、条例で定めるところにより、スポーツ及び文化に関する事務の所掌を町長部局へ移管するもの。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第62号）に新たに次の条項（第24条の2）が追加された。

（職務権限の特例）

第24条の2 前2条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又はすべてを管理し、及び執行することとすることができる。

- (1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）
- (2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

2 概要

条例案は、北海道条例を参考とした。

附則で、改正前にした、教育委員会がした処分（各種申請行為、許可行為）等について、25年4月1日以降は、町長がした処分行為とすることの経過措置を謳う。

美瑛町新型インフルエンザ等対策本部条例制定の要旨

1 要旨

新型インフルエンザ等の発生時において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小限にとどめるため、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、発生時における措置、緊急事態措置等に関する事項について、特別の措置を定めることを目的とした新型インフルエンザ等対策特別措置法が、平成24年4月27日に成立、5月11日に公布された。

この法律の公布に伴い、新型インフルエンザ等の発生による緊急事態宣言がなされた場合において、当該市町村が実施する当該区域での対策の総合的な推進を図るための対策本部の設置が義務化されたことから本条例を制定する。

2 概要

| | | |
|-----|------|------------------|
| 第1条 | (目的) | 本条例制定の目的を規定 |
| 第2条 | (組織) | 本部の組織体制などを規定 |
| 第3条 | (会議) | 本部会議の招集などを規定 |
| 第4条 | (部) | 部の設置と体制などを規定 |
| 第5条 | (委任) | 一定の事項の本部長への委任を規定 |
| 附則 | | 本条例の施行日を規定 |

※ 参考資料

新型インフルエンザ等対策特別措置法（概要版）について

新型インフルエンザ等対策特別措置法について

～危機管理としての新型インフルエンザ及び全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症対策のために～
新型インフルエンザ及び全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

1. 体制整備等

(1) 行動計画等の作成

① 国、地方公共団体の行動計画の作成

② 指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成

(2) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとする

(3) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置

(4) 発生時における特定接種(登録事業者※)の従業員等に対する先行的予防接種の実施

※医療提供業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの

(5) 海外発生時の水際対策の的確な実施

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

新型インフルエンザ等(国民の生命・健康に著しく重大な被害を及ぼすおそれがあるものに限る)が国内で発生し、全国かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示(潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮)

② 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)

③ 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)

④ 緊急物資の運送の要請・指示

⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・取用

⑥ 埋葬・火葬の特例

⑦ 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)

⑧ 行政上の申請期限の延長等

⑨ 政府関係金融機関等による融資

等

○ 施行期日: 公布の日(平成24年5月11日)から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

美瑛町定住促進住宅の条例の制定の要旨

1 要旨

美瑛町に定住を希望する人に対して良好な住環境を提供し、人口の増加と定住を図り、町の活性化を推進することを目的に美瑛町定住促進住宅（以下「定住促進住宅」という。）を設置。

この条例は、定住促進住宅に必要な手続き等を定め、適正な管理運営を行うことを目的に制定するもの。

2 概要

本条例は、美瑛町定住促進住宅の管理運営について定めておりその概要は次のとおり。

第1条（目的）

条例の目的について規定

第2条（名称及び位置）

名称及び位置について規定

第3条（入居の資格）

入居できる者の条件について規定

第4条（入居申込み）

入居の申込みについて規定

第5条（入居の決定）

入居者の決定について規定

第6条（入居の期間）

入居の期間について規定

第7条（入居の手続）

入居決定者への入居手続について規定

第8条（家賃）

月額家賃について規定

第9条（家賃の納付）

家賃の納付日について規定

第10条（家賃の減免又は徴収猶予）

家賃の納付が困難な状態にあると認めたとときの減免又は徴収猶予について規定

第11条（督促又は遅延損害金の徴収）

家賃の納付しないときの督促又は遅延損害金について規定

第12条（敷金）

敷金の徴収及び還付するときについて規定

第13条（明渡請求等）

入居の決定の取消し、又は明渡請求について規定

第14条（注意事項）

注意事項について規定

第15条（原型変更禁止）

建物の原型を変更、構内に建物及び工作物を建設できないことについて規定

第16条（転貸禁止）

入居者は、転貸してはならないことについて規定

第17条（施行規定）

この条例施行に関し必要な事項は、規則に定めることについて規定

附則

施行期日及び暴力団の排除について規定

美瑛町課設置条例等の一部改正の要旨

1 要旨

今日の社会の仕組みと地方の自主自立改革、少子高齢化社会を踏まえたきめ細やかな福祉施策をはじめ、自然災害への迅速な対応等、様々な行政需要に対応することを目的とした役場機構の見直しを行うため、関係する条例の整備、改正を行う。

2 内容

- (1) 政策調整室を「政策調整課」に改称し、東京事務所を新たに設け、情報力の強化を図るとともに、統計業務等の基礎資料の収集も担う。
- (2) 商工観光課と生涯学習課を統合し、観光・商工業等の経済振興と文化スポーツ等の人づくりを通じた町づくりの推進を目指す。
- (3) 都市建設課と水道課を統合し、大雨等インフラ災害に対する組織体制を強化する。また、維持センターを見直すと共に、白金泉源の開発及び維持管理を新たに所管する。
- (4) 住民生活課所管の国保医療係を保健福祉課へ移管し、事務分掌の連携と住民サービスの向上を図る。
- (5) 地域住民にとって身近な業務である、防犯・消費生活相談等の業務を、総務課及び商工観光課から住民生活課に所管を換える。
- (6) 見直しに伴い、係名の一部変更を行う。

改正条例・・・・・・・・・・7 条例

- ・美瑛町課設置条例（平成6年美瑛町条例第15号）
 - ・美瑛町子ども通園センター条例（平成8年美瑛町条例第1号）
 - ・美瑛町都市計画審議会条例（平成12年美瑛町条例第8号）
 - ・美瑛町自然の家条例（平成2年美瑛町条例第13号）
 - ・美瑛町民スキー場設置及び管理条例（昭和54年美瑛町条例第32号）
 - ・美瑛町郷土資料館条例（平成2年美瑛町条例第14号）
 - ・美瑛町水道事業の設置等に関する条例（昭和43年美瑛町条例第9号）
- (参考) 議会において改正が必要となる条例・・・・・・・・・・1 条例
- ・美瑛町議会委員会条例（昭和62年美瑛町条例第2号）

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(課の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課____及び病院_____を置く。</p> <p>総務課 政策調整課 税務課 住民生活課 保健福祉課 経済文化振興課 農林課 建設水道課</p> <p>_____ 町立病院</p> | <p>(課の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課、<u>室</u>及び病院(以下「課等」という。)を置く。</p> <p>総務課 政策調整室 税務課 住民生活課 保健福祉課 商工観光課_____ 農林課 都市建設課 水道課 町立病院</p> <p><u>(課等の分掌事務)</u></p> <p>第2条 課等の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1) <u>議会に関すること。</u> (2) <u>儀式及び褒章に関すること。</u> (3) <u>職員の人事に関すること。</u> (4) <u>文書に関すること。</u> (5) <u>住民の安全に関すること。</u> (6) <u>広聴広報に関すること。</u> (7) <u>町有財産の取得及び処分並びに管理に関すること。</u> (8) <u>他課等の所管に属さない事項に関すること。</u></p> <p>政策調整室</p> <p>(1) <u>総合的な企画及び調整に関すること。</u></p> |

| | |
|--|---|
| | <p>(2) <u>まちづくり、自然環境及び景観に関すること。</u></p> <p>(3) <u>広域行政に関すること。</u></p> <p>(4) <u>その他特命に関すること。</u></p> <p><u>税務課</u></p> <p>(1) <u>町税の賦課徴収に関すること。</u></p> <p>(2) <u>税外収入の徴収に関すること。</u></p> <p>(3) <u>その他税務に関すること。</u></p> <p><u>住民生活課</u></p> <p>(1) <u>戸籍、住民台帳及び諸証明に関すること。</u></p> <p>(2) <u>年金に関すること。</u></p> <p>(3) <u>国民健康保険及び医療に関すること。</u></p> <p>(4) <u>環境衛生及び公害に関すること。</u></p> <p>(5) <u>住民相談の受付に関すること。</u></p> <p>(6) <u>町営住宅に関すること。</u></p> <p><u>保健福祉課</u></p> <p>(1) <u>福祉に関すること。</u></p> <p>(2) <u>介護業務に関すること。</u></p> <p>(3) <u>保健に関すること。</u></p> <p>(4) <u>保育業務に関すること。</u></p> <p><u>商工観光課</u></p> <p>(1) <u>商工業及び鉱業に関すること。</u></p> <p>(2) <u>労働行政に関すること。</u></p> <p>(3) <u>企業誘致に関すること。</u></p> <p>(4) <u>観光事業及び催事に関すること。</u></p> <p>(5) <u>総合保養地域整備に関すること。</u></p> <p>(6) <u>交流事業に関すること。</u></p> <p>(7) <u>泉源開発に関すること。</u></p> <p>(8) <u>各種統計に関すること。</u></p> |
|--|---|

| | |
|---|---|
| <p>(委任) 第2条 この条例に定めるもののほか、分掌事務に関し必要な事項は、町長が定める。</p> | <p><u>農林課</u></p> <p>(1) <u>農業、林業及び水産業に関すること。</u></p> <p>(2) <u>農業農村整備事業に関すること。</u></p> <p>(3) <u>土地改良事業に関すること。</u></p> <p>(4) <u>町有林に関すること。</u></p> <p><u>都市建設課</u></p> <p>(1) <u>道路、河川及び公園に関すること。</u></p> <p>(2) <u>都市計画に関すること。</u></p> <p>(3) <u>土地利用の調整及び地籍に関すること。</u></p> <p>(4) <u>建築に関すること。</u></p> <p>(5) <u>土地開発公社に関すること。</u></p> <p><u>水道課</u></p> <p>(1) <u>下水道事業に関すること。</u></p> <p><u>町立病院</u></p> <p>(1) <u>一般医療事業の経営に関すること。</u></p> <p>(<u>臨時の機構及び分掌事務</u>)</p> <p><u>第3条 臨時又は特別の事務事業に関しては、町長は、第1条及び第2条の規定にかかわらず、臨時の機構及び分掌事務を設けることができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第4条 この条例に定めるもののほか、分掌事務に関し必要な事項は、町長が定める。</u></p> |
|---|---|

○美瑛町子ども通園センター条例 新旧対照表

平成24年12月19日
第8回美瑛町議会定例会資料

| 新 | 旧 | | | | | | | | |
|---|--------------|----|--------------|--------------|---|----|----|--------------|--------------|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 この条例は、子育て家庭に対する育児支援及び障害児療育事業等の<u>子育て支援を推進することにより、町民が安心して子育てができる環境を整え、子どもの健全な育成及び障害児の福祉の向上に資するため美瑛町子ども支援センター(以下「子どもセンター」という。)を設置する。</u> (名称及び位置)</p> <p>第2条 子どもセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美瑛町子ども支援センター</td> <td>美瑛町東町3丁目1番2号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条 子どもセンターは、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>子育ての相談及び指導に関すること。</u> (2) <u>子育ての情報及び学習の機会の提供に関すること。</u> (3) <u>地域の子育て活動に対する育成及び支援に関すること。</u> (4) <u>障害児の生活指導及び適応訓練に関すること。</u> (5) <u>その他子育てに関すること。</u> <p>以下 【略】</p> | 名称 | 位置 | 美瑛町子ども支援センター | 美瑛町東町3丁目1番2号 | <p>(設置)</p> <p>第1条 美瑛町は、心身に障害のある児童に対し、<u>通園の方法により生活の指導及び適応訓練とその家族への必要な指導、助言を行い、もって当該児童の福祉の増進を図る</u> ため美瑛町子ども通園センター(以下「子どもセンター」という。)を設置する。 (名称及び位置)</p> <p>第2条 子どもセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美瑛町子ども通園センター</td> <td>美瑛町東町3丁目1番2号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(対象児童)</p> <p>第3条 子どもセンターにおいて通園して指導、訓練を受けることができる児童(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条に規定する児童。以下「児童」という。)は、次の各号に掲げる児童とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>心身に障害を有し、通園による指導、訓練が可能と認められる児童</u> (2) <u>町長が特に必要と認める児童</u> <p>以下 【略】</p> | 名称 | 位置 | 美瑛町子ども通園センター | 美瑛町東町3丁目1番2号 |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | |
| 美瑛町子ども支援センター | 美瑛町東町3丁目1番2号 | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | |
| 美瑛町子ども通園センター | 美瑛町東町3丁目1番2号 | | | | | | | | |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>第1条～第6条 【略】 (庶務) 第7条 審議会の庶務は、<u>建設水道課</u>において処理する。 第8条 【略】</p> | <p>第1条～第6条 【略】 (庶務) 第7条 審議会の庶務は、<u>都市建設課</u>において処理する。 第8条 【略】</p> |

○美瑛町自然の家条例 新旧対照表

平成24年12月19日
第8回美瑛町議会定例会資料

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>第1条 【略】 (名称及び位置)</p> <p>第2条 この施設は、美瑛町自然の家(以下「自然の家」という。)と称し、美瑛町字二股富美 _____ に置く。</p> <p>第3条～第5条 【略】 (施行規定)</p> <p>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、 _____ 規則で定める。</p> | <p>第1条 【略】 (名称及び位置)</p> <p>第2条 この施設は、美瑛町自然の家(以下「自然の家」という。)と称し、美瑛町字美瑛留辺藪1, 644番56に置く。</p> <p>第3条～第5条 【略】 (施行規定)</p> <p>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>第1条～第7条 【略】</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(施行規定)</p> <p>第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> | <p>第1条～第7条 【略】</p> <p>(管理運営の委任)</p> <p>第8条 この条例に定める管理及び運営について、町長は美瑛町教育委員会に委任することができる。この場合において、条例中町長とあるのは美瑛町教育委員会と読み替えるものとする。</p> <p>(施行規定)</p> <p>第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> |

○美瑛町郷土資料館条例 新旧対照表

平成24年12月19日
第8回美瑛町議会定例会資料

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>第1条～第3条 【略】 (委任) 第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p> | <p>第1条～第3条 【略】 (委任) 第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>第1条～第2条【略】 (組織)</p> <p>第3条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。) 第7条ただし書及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第8条の2の規定により、水道事業に管理者を置かないものとする。 2 法第14条の規定により水道事業の事務を処理させるため<u>建設水道課</u>を置く。</p> <p>以下 【略】</p> | <p>第1条～第2条【略】 (組織)</p> <p>第3条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。) 第7条ただし書及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第8条の2の規定により、水道事業に管理者を置かないものとする。 2 法第14条の規定により水道事業の事務を処理させるため<u>水道局</u>を置く。</p> <p>以下 【略】</p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>第1条～第3条 【略】</p> <p>第4条 職員の職務の級は、<u>前条第2項</u>の規定による級別職務分類表により決定する。</p> <p>2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号俸は、規則で定める初任給の基準により決定する。</p> <p>3 職員の昇給は、規則で定める日に同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号俸数を4号俸とすることを標準として規則に定める基準によるものとする。</p> <p>5 <u>55歳を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて規則に定める基準によるものとする。</u></p> <p>以下 【略】</p> | <p>第1条～第3条 【略】</p> <p>第4条 職員の職務の級は、<u>第3条第2項</u>の規定による級別職務分類表により決定する。</p> <p>2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号俸は、規則で定める初任給の基準により決定する。</p> <p>3 職員の昇給は、規則で定める日に同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号俸数を4号俸とすることを標準として規則に定める基準によるものとする。</p> <p>5 <u>55歳を超える職員で規則で定める職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号俸」とあるのは、「2号俸」とする。</u></p> <p>以下 【略】</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>第1条～第5条 【略】 (管理の代行等)</p> <p>第6条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に保育所の管理を行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に保育所の管理を行わせる場合の業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) 保育児童の保育に関する業務</p> <p>(2) 維持及び管理に関する業務</p> <p>(3) その他町長が定める業務</p> <p>(施行規定)</p> <p>第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> | <p>第1条～第5条 【略】</p> <p>(施行規定)</p> <p>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> |

| 新 | 旧 |
|--|----------------------------------|
| <p>第1条～第3条 【略】 (利益の処分等)</p> <p>第3条の2 水道事業は、法第32条第2項の規定に基づき、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめ、なお残額があるときは、その残額の20分の1を下らない金額を減債積立金として積立て、残余の額を利益積立金又は建設改良積立金にそれぞれ積み立てることができる。</p> <p>2 前項に規定する積立金は、それぞれ次の各号に掲げる目的のため積み立てるものとして、当該各号の目的以外の用途には使用することができない。</p> <p>(1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的</p> <p>(2) 利益積立金 欠損金をうめる目的</p> <p>(3) 建設改良積立金 建設改良事業に充てる目的</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、あらかじめ議会の議決を経た場合については、積立金をその目的以外の用途に使用することができる。</p> <p>(資本剰余金の処分等)</p> <p>第3条の3 毎事業年度生じた資本剰余金は、法第32条第3項の規定に基づき、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。</p> <p>2 資本剰余金に整理すべき資金的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価格からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあつては、その適正な見積価格をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価格とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。</p> <p>以下 【略】</p> | <p>第1条～第3条 【略】</p> <p>以下 【略】</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>第1条～第7条 【略】 (入院の拒否)</p> <p>第8条 次の各号の<u>いずれかに該当する</u>場合においては病院長は、入院を拒絶し、又は退院を命ずることができる。 (1)～(3) 【略】</p> <p>第9条 【略】 (利益の処分等)</p> <p>第9条の2 病院事業は、地方公営企業法(昭和27年法律292号。以下「法」という。)第32条第2項の規定に基づき、<u>毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもって欠損金をうめ、なお残額があるときは、その残額の20分の1を下らない金額を減債積立金として積立て、残余の額を利益積立金に積み立てることができる。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する積立金は、それぞれ次の各号に掲げる目的のため積み立てるものとして、当該各号の目的以外の用途には使用することができない。</u> (1) <u>減債積立金</u> 企業債の償還に充てる目的 (2) <u>利益積立金</u> 欠損金をうめる目的</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、あらかじめ議会の議決を経た場合については、積立金をその目的以外の用途に使用することができる。</u> (資本剰余金の処分等)</p> <p>第9条の3 <u>毎事業年度生じた資本剰余金は、法第32条第3項の規定に基づき、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。</u></p> <p>2 <u>資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件(以下「補助金等」という。)をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額(物件にあっては、その適正な</u></p> | <p>第1条～第7条 【略】 (入院の拒否)</p> <p>第8条 次の各号の<u>一に該当する</u>場合においては病院長は、入院を拒絶し、又は退院を命ずることができる。 (1)～(3) 【略】</p> <p>第9条 【略】</p> |

見積価額をいう。)を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条

法第33条第2項の規定により、予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額)が7,000千円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡(土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。

以下 【略】

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)

第33条第2項の規定により、予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額)が7,000千円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡(土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。

以下 【略】

